

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

(1) 2018年1月1日改定

■通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>14 全部払戻し等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) この貯金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ、一定の金額を超えることがない場合には、当行は、この貯金取引を停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることができるものとします。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>14 全部払戻し等</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) この貯金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ、一定の金額を超えることがない場合には、当行は、この貯金取引を停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることができるものとします。<u>また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>(7) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>17 <u>休眠預金等活用法に係る異動事由</u></p> <p><u>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</u></p> <p><u>① 預入、払戻し、振込金等の受入れその他の事由によりこの貯金の残高に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p><u>② 手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</u></p> <p><u>③ 預金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下この項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所</u></p> <p><u>④ 預金者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳又は繰越があったこと</u></p> <p><u>⑤ 同一通帳（総合口座取引規定の適用のあるこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項②において同じとします。）にある他の貯金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>18 <u>休眠預金等活用法に係る最終異動日等</u></p> <p><u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 前条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。</u></p> <p><u>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 前項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① 法令若しくは契約に基づく振込金等の受入れその他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）当該入出金が行われた日又は入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><u>② 同一通帳にある他の貯金について、前号又は次に掲げる事由が生じたこと 当該貯金に係る前号又は次に定める日</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>A 預入期間の定めがあること 当該預入期間の末日。ただし、定期貯</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p><u>金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係る貯金にあつては、初回の継続日。</u></p> <p><u>B Aのただし書きの初回の継続日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた預入期間の継続日</u></p> <p><u>(a) 前条に掲げる異動事由</u></p> <p><u>(b) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p>19 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p><u>(1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。この場合、当行が認めるまでの間、この貯金の利用は制限されます。</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p><u>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>② この貯金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>① 当行がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>
17 規定の適用 (略)	20 規定の適用 (同左)
18 規定の改定 (略)	21 規定の改定 (同左)
<u>(新設)</u>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</u></p>

■ 通常貯蓄貯金規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>13 全部払戻し等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) この貯金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ、一定の金額を超えることがない場合には、当行は、この貯金取引を停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることができるものとします。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>13 全部払戻し等</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) この貯金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ、一定の金額を超えることがない場合には、当行は、この貯金取引を停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることができるものとします。<u>また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>(7) (同左)</p>
<u>(新設)</u>	<p>16 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p><u>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</u></p> <p><u>① 預入、払戻し、振込金等の受入れその他の事由によりこの貯金の残高</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p>に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② <u>手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>預金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下この項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所</u></p> <p>④ <u>預金者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳又は繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>同一通帳（総合口座取引規定の適用のあるこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項②において同じとします。）にある他の貯金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</u></p>
(新設)	<p>17 <u>休眠預金等活用法に係る最終異動日等</u></p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>前条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">③ <u>当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、</u></p> <p style="margin-left: 20px;">④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>前項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>法令若しくは契約に基づく振込金等の受入れその他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出金が行われた日又は入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>同一通帳にある他の貯金について、前号に掲げる事由が生じたこと当該貯金に係る前号に定める日</u></p>
(新設)	<p>18 <u>休眠預金等代替金に関する取扱い</u></p> <p>(1) <u>この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。この場合、当行が認めるまでの間、この貯金の利用は制限されます。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わっ</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p>て前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当行がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p>
16 規定の適用 (略)	19 規定の適用 (同左)
17 規定の改定 (略)	20 規定の改定 (同左)
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</p>

■振替貯金口座規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
(新設)	<p>36 <u>休眠預金等活用法に係る異動事由</u></p> <p>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>払込金、振替金又は振込金の振替口座への受入れその他の事由によりこの貯金の残高に異動があったこと</u></p> <p>② <u>手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>加入者等（加入者その他のこの貯金に係る債権を有する者をいいます。以下この条、次条及び第38条において同じとします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下この項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>加入者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所</u></p> <p>④ <u>同一通帳（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれたこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項②において同じとします。）にある他の貯金について、前各号に掲げるいずれかの事由（①については、当行からの利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと又は預金者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳若しくは繰越があったこと</u></p>
(新設)	<p>37 <u>休眠預金等活用法に係る最終異動日等</u></p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>前条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当行が加入者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が加入者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が加入者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>前項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p>① <u>法令若しくは契約に基づく振込金等の受入れその他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日又は入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>② <u>同一通帳にある他の貯金について、前号又は次に掲げる事由が生じたこと 当該貯金に係る前号又は次に定める日</u></p> <p>A <u>預入期間の定めがあること 当該預入期間の末日。ただし、定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係る貯金にあつては、初回の継続日。</u></p> <p>B <u>Aのただし書きの初回の継続日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた預入期間の継続日</u></p> <p>(a) <u>前条に掲げる異動事由。ただし、前条①の場合において、当行からの利子の支払に係るものを除きます。</u></p> <p>(b) <u>加入者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳又は繰越があったこと</u></p> <p>(c) <u>当行が加入者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が加入者等に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が加入者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、</u></p>
(新設)	<p>38 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、加入者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。この場合、当行が認めるまでの間、この貯金の利用は制限されます。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、加入者等は、当行を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、加入者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>加入者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>② <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、加入者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当行がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項に基づく取扱いを行う場合には、加入者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>
36 規定の適用 (略)	39 規定の適用 (同左)
37 規定の改定 (略)	40 規定の改定 (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成29年1月4日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成30年1月1日</u> から実施します。

■総合口座取引規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>4 自動貸付担保貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、</p>	<p>4 自動貸付担保貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
<p>通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、当行において<u>貯金証書を保管するものとし</u>、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行うときは、当該指定日に係る預入はいたしません。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、<u>第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし</u>、当行において<u>これを保管のうえ</u>、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。</p> <p>(5)～(6) (同左)</p> <p>(7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行う<u>こととなる</u>ときは、当該指定日に係る預入はいたしません。</p> <p>(8) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成29年9月30日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>

■定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 預入金額 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 預入金額等 (1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) この貯金（第5条に係るものに限り、また、一の貯金証書への2件目以降の預入に限り、）は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限り、）（以下「指定日」といいます。）に、この貯金と同一名義の通常貯金の払戻金を振り替えて預入すること（この項、次項及び第5項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、通常貯金規定第6条（貯金の一部払戻し）の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</u></p> <p><u>(4) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この条において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は当行所定の限度の件数を超えて、この取扱いを行うこととなるときは、当該指定日に係る預入はいたしません。</u></p> <p><u>(5) この取扱いに係る指定日若しくは預入金額の変更又はこの取扱いの廃止は、当行所定の期限まで行うことができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、本支店等に提出してください。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>11 休眠預金等活用法に係る異動事由 当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 預入、払戻しその他の事由によりこの貯金の残高に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p style="text-align: center;">（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ <u>預金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下この項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 2em;">B <u>預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所</u></p> <p>④ <u>預金者等からの申出に基づく貯金証書の発行、記帳又は繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>一の貯金証書又は同一通帳（総合口座取引規定の適用のあるこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項③において同じとします。）にある他の貯金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</u></p>
(新設)	<p>12 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>前条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める貯金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>前項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間の定めがあること 当該預入期間の末日</u></p> <p>② <u>法令若しくは契約に基づく預入、払戻しその他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該入出金が行われた日又は入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>③ <u>一の貯金証書又は同一通帳にある他の貯金について、前号又は次に掲げる事由が生じたこと 当該貯金に係る前号又は次に定める日</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A <u>預入期間の定めがあること 当該預入期間の末日。ただし、定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係る貯金にあつては、初回の継続日。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">B <u>Aのただし書きの初回の継続日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた預入期間の継続日</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(a) <u>前条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(b) <u>当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。</u></p>
(新設)	<p>13 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p><u>金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p><u>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>② この貯金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>① 当行がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>
11 規定の適用 (略)	14 規定の適用 (同左)
12 規定の改定 (略)	15 規定の改定 (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成28年5月6日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成30年1月1日</u> から実施します。 <u>ただし、第2条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第3項全文、第4項全文及び第5項全文については、平成30年1月4日から適用します。</u>

■ 定期貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 預入金額</p> <p>この貯金の預入金額は、1,000円以上の金額とします。ただし、1,000円未満の端数を付けることはできません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 預入金額等</p> <p><u>(1) (同左)</u></p> <p><u>(2) この貯金（第4条に係るものに限ります。また、一の貯金証書への2件目以降の預入に限ります。）は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限ります。）（以下「指定日」といいます。）に、この貯金と同一名義の通常貯金の払戻金を振り替えて預入すること（この項、次項及び第4項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、通常貯金規定第6条（貯金の一部払戻し）の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</u></p> <p><u>(3) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この項において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は当行所定の限度の件数を超えて、この取扱いを行うこととなるときは、当該指定日に係る預入はいたしません。</u></p> <p><u>(4) この取扱いに係る指定日若しくは預入金額の変更又はこの取扱いの廃止は、当行所定の期限まで行うことができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、本支店等に提出してください。</u></p>
<u>(新設)</u>	16 休眠預金等活用法に係る異動事由
	<p><u>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」とい</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p>ます。)に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 預入、払戻しその他の事由によりこの貯金の残高に異動があったこと (当行からの利子の支払に係るものを除きます。)</p> <p>② 手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと (当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)</p> <p>③ 預金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下この項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所</p> <p>④ 預金者等からの申出に基づく貯金証書の発行、記帳又は繰越があったこと</p> <p>⑤ 一の貯金証書又は同一通帳(総合口座取引規定の適用のあるこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項④において同じとします。)にある他の貯金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
(新設)	<p>17 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り。)</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める貯金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間の定めがあること 当該預入期間の末日。ただし、第4条又は第5条に係る貯金にあっては、初回の継続日。</p> <p>② 前号ただし書きの初回の継続日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた預入期間の継続日</p> <p style="margin-left: 20px;">A 前条に掲げる異動事由</p> <p style="margin-left: 20px;">B 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り。)</p> <p>③ 法令若しくは契約に基づく預入、払戻しその他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。)</p> <p>④ 一の貯金証書又は同一通帳にある他の貯金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと 当該貯金に係る前各号に定める日</p>
(新設)	<p>18 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>(1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
	<p><u>等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p><u>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>② この貯金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>① 当行がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>
16 規定の適用 (略)	19 規定の適用 (同左)
17 規定の改定 (略)	20 規定の改定 (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成28年5月6日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成30年1月1日</u> から実施します。 <u>ただし、第2条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第2項全文、第3項全文及び第4項全文については、平成30年1月4日から適用します。</u>

■自動積立預入規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 定額貯金の預入金額 定額貯金に振り替えて預入する場合において、同時に預入する金額の合計が、定額貯金規定第2条（預入金額）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。	3 定額貯金の預入金額 定額貯金に振り替えて預入する場合において、同時に預入する金額の合計が、定額貯金規定第2条（ <u>預入金額等</u> ）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</u>

■財産形成定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
18 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	18 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」 <u>(第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。)</u> 及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成29年9月30日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成30年1月1日</u> から実施します。

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

■財産形成年金定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>20 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>20 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」<u>（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）</u>及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成29年9月30日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>

■財産形成住宅定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>16 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>16 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」<u>（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）</u>及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成29年9月30日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>

(2) 2018年1月4日改定

■満期一括受取規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 証書保管の取扱い</p> <p>自動積立定期については、当行において<u>貯金証書を保管するものとし</u>、当行所定の方法により保管証を預金者に交付します。保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p>	<p>5 証書保管の取扱い</p> <p>自動積立定期については、<u>第6条第2項の場合を除いて貯金証書を交付しないものとし</u>、当行において<u>これを保管のうえ</u>、当行所定の方法により保管証を預金者に交付します。保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</u></p>

■財産形成定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>4 貯金証書の交付等</p> <p><u>（1）この貯金の貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</u></p> <p><u>（2）この貯金については、当行において貯金証書を保管する取扱いを請求することができます。保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。）の交付を受けた場合の印章の押印又は署名については、前項を準用します。</u></p>	<p>4 <u>証書保管の取扱い</u></p> <p><u>この貯金については、貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。）を預金者に交付します。</u></p>
<p>7 10年経過前の払戻し</p> <p>（1）この貯金を預入の日から起算して10年が経過する前に払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、<u>貯</u></p>	<p>7 10年経過前の払戻し</p> <p>（1）この貯金を預入の日から起算して10年が経過する前に払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、<u>保</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
<p><u>金証書を添えて本支店等に提出してください。保管証の交付を受けている場合には、貯金証書に代えて、保管証及び第17条の通知に係る書類を提出してください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) この貯金の払戻しの請求による払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、<u>貯金証書を添えて本支店等に提出してください。保管証の交付を受けている場合には、貯金証書に代えて、保管証及び第17条の通知に係る書類を提出してください。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 第1項又は第3項により当行所定の払戻請求書に使用された印影（又は署名）をこの貯金の貯金証書の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて取り扱いました</u>うえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、<u>貯金証書又は保管証（以下「証書等」といいます。）</u>の盗難により他人に当該証書等を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><u>管証及び第17条の通知に係る書類</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) この貯金の払戻しの請求による払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、<u>保管証及び第17条の通知に係る書類</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(7) 第1項又は第3項により当行所定の払戻請求書に使用された印影（又は署名）をこの貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合する<u>方法その他相当の方法により</u>手続をする者が正当権利者であると認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、<u>保管証</u>の盗難により他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>8 盗難証書等による払戻し</p> <p>(1) <u>証書等</u>の盗難により、他人に当該証書等を不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は、当行に対して当該払戻しに係る損害（利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① <u>証書等</u>の盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る<u>証書等</u>を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して<u>証書等</u>が盗難された場合</p> <p>(5) 当行が当該貯金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、<u>証書等</u>の不正使用による払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による払戻しにより被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、<u>証書等</u>の不正使用による払戻しを受けた者その他の第三者に対して当該貯金の預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>8 盗難保管証による払戻し</p> <p>(1) <u>保管証</u>の盗難により、他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は、当行に対して当該払戻しに係る損害（利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① <u>保管証</u>の盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る<u>保管証</u>を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して<u>保管証</u>が盗難された場合</p> <p>(5) 当行が当該貯金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、<u>保管証</u>の不正使用による払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による払戻しにより被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、<u>保管証</u>の不正使用による払戻しを受けた者その他の第三者に対して当該貯金の預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>10 転職等に伴う貯金の払戻し</p> <p>(1) 転職等により、この貯金の払戻金に係る金額の金銭をもって当行以外の金融機関が取り扱う財産形成貯蓄契約に基づく最初の預入等に係る金銭の払込金に充てる取扱いを受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、<u>貯金証書（保管証の交付を受けている場合には保管</u></p>	<p>10 転職等に伴う貯金の払戻し</p> <p>(1) 転職等により、この貯金の払戻金に係る金額の金銭をもって当行以外の金融機関が取り扱う財産形成貯蓄契約に基づく最初の預入等に係る金銭の払込金に充てる取扱いを受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、<u>保管証</u>を添えてその旨を事業主（事務代行団体を含</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
<p><u>証</u>)を添えてその旨を事業主(事務代行団体を含みます。以下同じとします。)及び当該金融機関を経由して本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>みます。以下同じとします。)及び当該金融機関を経由して本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>12 預替えに伴う貯金の払戻し</p> <p>(1) 財形法令の規定による預替えに該当することとなった場合において、この貯金の払戻金に係る金額の金銭をもって当行以外の金融機関が取り扱う財産形成貯蓄契約に基づく最初の預入等に係る金銭の払込金に充てる取扱いを受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印(又は署名)をし、<u>貯金証書(保管証の交付を受けている場合には保管証)</u>を添えてその旨を事業主及び当該金融機関を経由して本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>12 預替えに伴う貯金の払戻し</p> <p>(1) 財形法令の規定による預替えに該当することとなった場合において、この貯金の払戻金に係る金額の金銭をもって当行以外の金融機関が取り扱う財産形成貯蓄契約に基づく最初の預入等に係る金銭の払込金に充てる取扱いを受けようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印(又は署名)をし、<u>保管証</u>を添えてその旨を事業主及び当該金融機関を経由して本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>13 転職等の届出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の場合において、当行が必要と認めるときは、既に交付している<u>証書等</u>と引換えに、当行所定の方法により新たな<u>証書等</u>を交付することがあります。</p>	<p>13 転職等の届出</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の場合において、当行が必要と認めるときは、既に交付している<u>保管証</u>と引換えに、当行所定の方法により新たな<u>保管証</u>を交付することがあります。</p>
<p>14 退職して2年経過後の財産形成定額貯金</p> <p>(1) 退職後2年を経過するまでの間に、当該退職した預金者が第10条第1項又は第12条第1項の請求をしていない場合において、払い渡されていないこの貯金があるときは、当該払い渡されていない全部のこの貯金の証書払(払戻証書と引換えに払戻金を払い渡す方法による払戻しをいいます。)の請求があったものとして取り扱います。この場合、<u>貯金証書(保管証の交付を受けている場合には保管証)</u>を本支店等に提出してください。</p> <p>(2) 前項により払戻証書が発行されたときは、<u>貯金証書(保管証の交付を受けている場合には保管証)</u>は無効となります。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>14 退職して2年経過後の財産形成定額貯金</p> <p>(1) 退職後2年を経過するまでの間に、当該退職した預金者が第10条第1項又は第12条第1項の請求をしていない場合において、払い渡されていないこの貯金があるときは、当該払い渡されていない全部のこの貯金の証書払(払戻証書と引換えに払戻金を払い渡す方法による払戻しをいいます。)の請求があったものとして取り扱います。この場合、<u>保管証</u>を本支店等に提出してください。</p> <p>(2) 前項により払戻証書が発行されたときは、<u>保管証</u>は無効となります。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>15 預入金額等の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預入金額を変更しようとするときは、事業主を経由して本支店等に請求してください。<u>この場合において、貯金証書が交付されているときは、貯金証書を提出してください。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>15 預入金額等の変更</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 預入金額を変更しようとするときは、事業主を経由して本支店等に請求してください。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>16 <u>貯金証書等</u>の有効期限</p> <p>財産形成貯蓄契約に係る全部のこの貯金の払戻金が払い渡されたとき(第7条第5項及び同条第6項による払戻しの場合を含みます。)は、<u>証書等</u>は無効となります。この場合、直ちに本支店等に返却してください。</p>	<p>16 <u>保管証</u>の有効期限</p> <p>財産形成貯蓄契約に係る全部のこの貯金の払戻金が払い渡されたとき(第7条第5項及び同条第6項による払戻しの場合を含みます。)は、<u>保管証</u>は無効となります。この場合、直ちに本支店等に返却してください。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この規定の実施の際、現に貯金証書の交付を受けている場合の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、第7条第1項及び第3項中の「保管証及び第17条の通知に係る書類」とあるのは「貯金証書」と、第7条第7項、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条及び第16条中の「保管証」とあるのは「貯金証書」と読み替えるものとします。また、第15条第2項の請求に当たっては、<u>貯金証書を提出する必要があります。</u></p>

■財産形成年金定額貯金規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>4 証書保管の取扱い</p> <p>この貯金については、当行において<u>貯金証書を保管するものとし</u>、当行所定の方法により保管証(貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。)を預金者に交付します。<u>保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑</u></p>	<p>4 証書保管の取扱い</p> <p>この貯金については、<u>貯金証書を交付しないものとし</u>、当行において<u>これを保管のうえ</u>、当行所定の方法により保管証(貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。)を預金者に交付します。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
<u>欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</u>	
<p>10 年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の方法によりこの貯金の払戻しの請求をしようとするときは、<u>保管証の所定の欄に押印（又は署名）し、前項②の方法による場合は通常貯金の通帳を添えて、本支店等に提出してください。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第2項により<u>保管証の所定の欄に押印</u>された印影（又は署名）をこの貯金の<u>保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないもの</u>と認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、保管証の盗難により他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>10 年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の方法によりこの貯金の払戻しの請求をしようとするときは、<u>当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、保管証を添えて、本支店等に提出してください。この場合において、前項②の方法による場合は通常貯金の通帳を併せて提出してください。</u></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) 第2項により<u>当行所定の払戻請求書に使用</u>された印影（又は署名）をこの貯金の<u>届出の印鑑（又は署名鑑）又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合する<u>方法その他相当の方法により</u>手続きをする者が<u>正当権利者である</u>と認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、保管証の盗難により他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>

■財産形成住宅定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>4 証書保管の取扱い</p> <p>この貯金については、当行において<u>貯金証書を保管するものとし</u>、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。）を預金者に交付します。<u>保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</u></p>	<p>4 証書保管の取扱い</p> <p>この貯金については、<u>貯金証書を交付しないものとし</u>、当行においてこれを<u>保管のうえ</u>、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。）を預金者に交付します。</p>
<p>6 貯金の払戻し</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、住宅の取得等以外の目的のためにこの貯金の払戻しの請求をしようとするときは、<u>保管証の所定の欄に押印（又は署名）し、第1項②の方法による場合は通常貯金の通帳を添えて、本支店等に提出してください。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2項又は第3項により保管証の所定の欄に押印された印影（又は署名）をこの貯金の<u>保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないもの</u>と認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、保管証の盗難により他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>6 貯金の払戻し</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、住宅の取得等以外の目的のためにこの貯金の払戻しの請求をしようとするときは、<u>当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、保管証を添えて、本支店等に提出してください。この場合において、第1項②の方法による場合は通常貯金の通帳を併せて提出してください。</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(7) 第2項又は第3項により保管証の所定の欄に押印された印影（又は署名）又は当行所定の払戻請求書に使用された印影（又は署名）をこの貯金の<u>届出の印鑑（又は署名鑑）又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合する<u>方法その他相当の方法により</u>手続きをする者が<u>正当権利者である</u>と認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。ただし、保管証の盗難により他人に当該保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

■財産形成貯金担保貸付規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 貸付金の貸付け</p> <p>(1) 財産形成貯金担保貸付けの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、担保とするこの貯金の<u>貯金証書又は保管証</u>（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）その他当行所定の書類（以下「<u>証書等</u>」）を添えて本支店等に提出してください。この場合において、貸付金の交付を小切手により受けようとするときは、その旨を当該書類に記入してください。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>3 貸付金の貸付け</p> <p>(1) 財産形成貯金担保貸付けの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、担保とするこの貯金の<u>保管証</u>（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）その他当行所定の書類（<u>第6条第2項において「保管証等</u>」）を添えて本支店等に提出してください。この場合において、貸付金の交付を小切手により受けようとするときは、その旨を当該書類に記入してください。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p>
<p>6 貸付金の弁済</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 貸付金の弁済をしようとするときは、当該貸付金及びその利子の合計額に相当する現金又は証券等に担保貯金の<u>証書等</u>を添えて本支店等に提出してください。この場合、貸付金の弁済に関する事項を記載した書類を交付します。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>6 貸付金の弁済</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 貸付金の弁済をしようとするときは、当該貸付金及びその利子の合計額に相当する現金又は証券等に担保貯金の<u>保管証等</u>を添えて本支店等に提出してください。この場合、貸付金の弁済に関する事項を記載した書類を交付します。</p> <p>(3)（同左）</p>
<p>8 貸付けの更新</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 貸付けの更新の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、当該貸付けの貸付期間が満了する日における当該貸付金の利子に相当する現金又は証券等及び担保貯金の<u>証書等</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 貸付けの更新の取消しの請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、担保貯金の<u>証書等</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(7)～(8)（略）</p>	<p>8 貸付けの更新</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 貸付けの更新の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、当該貸付けの貸付期間が満了する日における当該貸付金の利子に相当する現金又は証券等及び担保貯金の<u>保管証</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(3)～(5)（同左）</p> <p>(6) 貸付けの更新の取消しの請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、担保貯金の<u>保管証</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(7)～(8)（同左）</p>
<p>9 担保貯金による弁済</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 受取人は、支払通知書と引換えに返還金の払渡しを受けようとするときは、支払通知書に記名押印（又は署名）をし、貸付けの担保とした貯金の<u>証書等</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(5)（略）</p>	<p>9 担保貯金による弁済</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 受取人は、支払通知書と引換えに返還金の払渡しを受けようとするときは、支払通知書に記名押印（又は署名）をし、貸付けの担保とした貯金の<u>保管証</u>を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(5)（同左）</p>
<p>11 印鑑照合</p> <p>財産形成貯金担保貸付けの申込みに関する書類、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を<u>証書等の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないもの</u>と認めて取り扱いましたう例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、<u>証書等</u>の盗難により他人に当該<u>証書等</u>を不正に使用され生じた貸付金については、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な使用に係る貸付けに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>11 印鑑照合等</p> <p>財産形成貯金担保貸付けの申込みに関する書類、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を<u>届出の印鑑（又は署名鑑）又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）</u>と相当の注意をもって照合する<u>方法その他相当の方法により</u> <u>手続をする者が正当権利者である</u>と認めて取り扱いましたう例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、<u>保管証</u>の盗難により他人に当該<u>保管証</u>を不正に使用され生じた貸付金については、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条において同じとします。）は、当該不正な使用に係る貸付けに相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>12 盗難<u>証書等</u>による貸付け</p> <p>(1) <u>証書等</u>の盗難により、他人に当該<u>証書等</u>を不正に使用され生じた貸付金については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は、当行に対して当該貸付けの請求に係る損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① <u>証書等</u>の盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>②～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る<u>証書等</u>を用いて</p>	<p>12 盗難<u>保管証</u>による貸付け</p> <p>(1) <u>保管証</u>の盗難により、他人に当該<u>保管証</u>を不正に使用され生じた貸付金については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は、当行に対して当該貸付けの請求に係る損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① <u>保管証</u>の盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>②～③（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る<u>保管証</u>を用いて</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
<p>行われた不正な貸付けの請求が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して<u>証書等</u>が盗難された場合</p> <p>(5) 当行が当該貯金について預金者に貸付けを行っている場合には、当該貸付けの請求を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、<u>証書等</u>の不正使用による貸付けを受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による貸付けにより被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、<u>証書等</u>の不正使用による貸付けを受けた者その他の第三者に対して当該貯金の預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>行われた不正な貸付けの請求が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して<u>保管証</u>が盗難された場合</p> <p>(5) 当行が当該貯金について預金者に貸付けを行っている場合には、当該貸付けの請求を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、<u>保管証</u>の不正使用による貸付けを受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による貸付けにより被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、<u>保管証</u>の不正使用による貸付けを受けた者その他の第三者に対して当該貯金の預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成29年9月30日</u>から実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則 (実施期日) <u>1</u> この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2</u> この規定の実施の際、現に貯金証書の交付を受けている場合の取扱いについては、第3条中の「保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）」とあるのは「貯金証書」と、第3条及び第6条中の「保管証等」とあるのは「証書等」と、第8条、第9条、第11条及び第12条中の「保管証」とあるのは「貯金証書」と読み替えるものとします。</p>

■自動払出預入規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>8 料金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動払出預入の請求の取消しにおいて、払い出した預り金を既に通常貯金に預入した後であるときは、当行所定の取消料金を加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。<u>ただし、取消しができなかったときは、取消料金は一般口座に戻し入れます。</u></p>	<p>8 料金</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 自動払出預入の請求の取消しにおいて、払い出した預り金を既に通常貯金に預入した後であるときは、<u>取消しのできた場合に限り、</u>当行所定の取消料金を加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。<u>この場合、前項の自動払出預入の料金は返却しません。</u></p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成29年1月4日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>1 ゆうちょダイレクト (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引<u>及び</u>無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に定める口座をいいます。以下同じとします。）への切替の取扱い（ただし、スマートフォン又は携帯電話による利用については、当行所定の取</p>	<p>1 ゆうちょダイレクト (同左)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、<u>無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に定める口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じ</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
扱いに限ります。以下「ダイレクトサービス」といいます。）	<u>とします。</u> ）の取扱い（ただし、スマートフォン又は携帯電話による利用については、当行所定の取扱いに限ります。以下「ダイレクトサービス」といいます。）
<p>3 使用できる機器</p> <p>このサービスの利用に際して使用できる電話等及びパソコン等（第6条第13項及び第24条第1項において「使用機器」といいます。）は、当行所定のものに限ります。</p>	<p>3 使用できる機器</p> <p>このサービスの利用に際して使用できる電話等及びパソコン等（第6条第13項、第19条第11項及び第25条第1項において「使用機器」といいます。）は、当行所定のものに限ります。</p>
<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項及び第2項にかかわらず、当行は利用者に通知することにより、設定又は届出があった送金限度額を変更することができるものとします。なお、当該通知は、電子メールアドレス（次条第3項④により登録又は第22条第2項により変更されたものをいいます。以下同じとします。）に送信すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当行所定の現金自動預払機（②、③及び第21条第1項において「ATM」といいます。）及び当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機（③において「提携機」といいます。）の1日当たりの払戻金額（ATMにおける電信振替及び振込並びにデビットカードサービス及びゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービスによる電信振替に係る金額を含みます。次項において同じとします。）を減額する変更</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 第1項及び第2項にかかわらず、当行は利用者に通知することにより、設定又は届出があった送金限度額を変更することができるものとします。なお、当該通知は、電子メールアドレス（次条第3項④により登録又は第23条第2項により変更されたものをいいます。以下同じとします。）に送信すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5)～(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当行所定の現金自動預払機（②、③及び第22条第1項において「ATM」といいます。）及び当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機（③において「提携機」といいます。）の1日当たりの払戻金額（ATMにおける電信振替及び振込並びにデビットカードサービス及びゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービスによる電信振替に係る金額を含みます。次項において同じとします。）を減額する変更</p> <p>③～⑥ (同左)</p> <p>(8)～(12) (同左)</p>
<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>① 利用者の請求に基づき、当該利用者の通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を当該利用者の自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下同じとします。）に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第21条第1項において「預入の取扱い」といいます。ただし、当該利用者が無通帳型総合口座の加入者である場合は、当該利用者の自動貸付担保貯金である定期貯金に振り替えてする預入の取扱いに限ります。）</p> <p>② 利用者（無通帳型総合口座の加入者に限ります。以下この号において同じとします。）の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金の払戻金を当該利用者の通常貯金に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第21条第1項において「払戻しの取扱い」といいます。）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第4項及び第21条第2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① 利用者の請求に基づき、当該利用者の通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を当該利用者の自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下同じとします。）に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第22条第1項において「預入の取扱い」といいます。ただし、当該利用者が無通帳型総合口座の加入者である場合は、当該利用者の自動貸付担保貯金である定期貯金に振り替えてする預入の取扱いに限ります。）</p> <p>② 利用者（無通帳型総合口座の加入者に限ります。以下この号において同じとします。）の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金の払戻金を当該利用者の通常貯金に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第22条第1項において「払戻しの取扱い」といいます。）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第4項及び第22条第2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p>(2)～(6) (同左)</p>
<p>13 ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以</p>	<p>13 ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
<p>下「インターネットペイジーサービス」といいます。)は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第19条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座(第19条第3項及び第20条第1項③において「収納通知口座」といいます。)に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(10)（略）</p>	<p>下「インターネットペイジーサービス」といいます。)は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第20条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座(第20条第3項及び第21条第1項④において「収納通知口座」といいます。)に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(10)（同左）</p>
<p>14 連動振替決済サービス</p> <p>(1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第20条第1項④において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p> <p>(2)～(6)（略）</p>	<p>14 連動振替決済サービス</p> <p>(1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第21条第1項⑤において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p> <p>(2)～(6)（同左）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>19 国際送金</u></p> <p><u>(1) ダイレクトサービスにおける国際送金は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第4項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。なお、ダイレクトサービスにおいては、口座間送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する口座間送金をいいます。）のみ利用できるものとします。</u></p> <p><u>(2) ダイレクトサービスにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により国際送金の請求電文を当行に送信してください。なお、国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続きを行ってください。</u></p> <p><u>(4) 国際送金に係る契約は、当行がコンピュータシステムにより国際送金の内容を確認し、振替口座から振替金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>(5) 国際送金の送金限度額は、第5条の規定にかかわらず、当行所定の金額とします。</u></p> <p><u>(6) 利用者は、国際送金の請求後に、国際送金の処理の経過について調査を請求（第21条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(7) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示に従い、国際送金の再送の取扱い又は戻入れをします。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
	<p><u>この戻入れについては、第9項を準用します。</u></p> <p><u>(8) 利用者は、国際送金の請求後に、国際送金の請求の取消し（第21条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(9) 前項の請求がなされた場合において、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u></p> <p><u>(10) 関係銀行等から事故のため送金資金の受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、当行所定の方法により、事故の内容を利用者に通知します。当該通知を受けた利用者は、当該事故に伴う訂正（第21条第1項③において「事故の訂正」といいます。）を請求しようとするときは、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(11) 国際送金は、当行所定の使用機器においてのみ利用できるものとします。</u></p>
19 特殊取扱 (略)	20 特殊取扱 (同左)
20 料金 (1) (略) ① 電信振替（ ③ 及び ④ の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ② (略) <u>(新設)</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) <u>(新設)</u> (2) (略)	21 料金 (1) (同左) ① 電信振替（ ④ 及び ⑤ の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ② (同左) ③ <u>国際送金の料金並びに調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u> ④ (同左) ⑤ (同左) ⑥ (同左) (2) <u>国際送金については、前項③の他に、関係銀行等が送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。</u> (3) (同左)
21 取扱内容の確認 (1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス <u>又は</u> 投資信託取引の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。 (2) (略)	22 取扱内容の確認 (1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、 <u>投資信託取引</u> <u>又は</u> <u>国際送金</u> の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。 (2) (同左)
22 電子メール等によるお知らせ (略)	23 電子メール等によるお知らせ (同左)
23 利用の廃止 (略)	24 利用の廃止 (同左)
24 免責事項 (1)～(5) (略) (6) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス <u>及び</u> 連動振替決済サービス（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。次条に	25 免責事項 (1)～(5) (同左) (6) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、 <u>連動振替決済サービス</u> <u>及び</u> <u>国際送金</u> （この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
<p>において同じとします。)は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>ます。次条において同じとします。)は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(7)～(8) (同左)</p>
25 記号番号等の不正使用による電信振替等 (略)	26 記号番号等の不正使用による電信振替等 (同左)
26 取引内容の保管 (略)	27 取引内容の保管 (同左)
27 顧客情報の取扱い (略)	28 顧客情報の取扱い (同左)
28 海外からの利用 (略)	29 海外からの利用 (同左)
29 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「ゆうちょボランティア貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」、「公金に関する払込み規定」、「自動払込み規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	30 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「ゆうちょボランティア貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」、「公金に関する払込み規定」、「自動払込み規定」、「投資信託総合取引規定」及び「国際送金規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
30 規定の改定等 (略)	31 規定の改定等 (同左)
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成16年5月9日以前に廃止前の日本郵政公社の郵貯インターネットホームサービス規定第2条(利用者等)によるモバイルサービスの利用申込書を提出した通常貯金又は通常貯蓄貯金の預金者は、この規定の実施後は、この規定によるモバイルサービス(照会サービスに限ります。)が利用できるものとします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成16年5月9日以前に廃止前の日本郵政公社の郵貯インターネットホームサービス規定第2条(利用者等)によるモバイルサービスの利用申込書を提出した通常貯金又は通常貯蓄貯金の預金者は、この規定の実施後は、この規定によるダイレクトサービス(照会サービスに限ります。)が利用できるものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。<u>ただし、第1条③に追加される「、利用停止・利用停止解除」という文言、第7条第3項に追加される「、第17条第2項」及び「、第17条第2項の利用停止にあつてはお客さま番号、セキュリティキー、ログインパスワード、暗証及び当行が必要と認める場合は合言葉の一致の確認によって、第17条第2項の利用停止解除にあつてはお客さま番号、セキュリティキー、ログインパスワード、暗証及び合言葉の一致の確認によって」という文言、第7条第4項に追加される「誤入力等」における「等」及び「前項、第17条第2項及び」という文言、第17条全文については、平成25年5月6日から適用します。また、第1条②全文、同条③に追加される「及び投資信託取引」という文言、第2条第2項③に追加される「(以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス並びにインターネットサービスの投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引については、投資信託口座等(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第4項に定める投資信託口座(以下「投資信託口座」といいます。))及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条(規定の適用範囲)第1項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。)の開設を受けた者に限ります。)」及び「投資信託テレホンサービス、」という文言、第6条第1項に追加される「投資信託テレホンサービス用暗証、」という文言、同条第2項に追加される「及び投資信託テレホンサービス用暗証」という文言、同条第5項に追加される「(投資信託テレホンサービス用暗証を除きます。)」及び「なお、投資信託テレホンサービス用暗証を失念した場合は、第2項により手続を行うものとします。」という文言、同条第6項に追加される「(投資信託テレホンサービス用暗証を除きます。)」という文言、第7条第2項全文、同条第3項に追加される「及び第18</u></p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
<p><u>条第3項」という文言、同条第4項に追加される「（投資信託テレホンサービス用暗証を除きます。）」という文言、第8条第1項に追加される「並びに投資信託口座の現在高、取引履歴及び取引内容」及び「並びに投資信託口座の現在高、取引履歴及び取引内容、モバイルサービスにおいては、投資信託口座の現在高、取引履歴及び取引内容、投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替口座の現在高及び取扱内容」という文言、同条第3項全文、第18条全文、第21条第1項に追加される「又は投資信託取引」という文言、第24条第2項に追加される「投資信託口座の記号番号、」という文言、第30条に追加される「及び「投資信託総合取引規定」という文言については、平成25年5月7日から適用します。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第18条第1項に規定する収益分配金の受取方法の変更は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に投資信託総合取引規定第14条（収益分配金及び償還金）第1項の受取方法を設定している場合には、行うことはできません。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 第17条第1項に規定する収益分配金の受取方法の変更は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に投資信託総合取引規定第14条（収益分配金、償還金等）第1項の「<u>決済口座に入金</u>」することによる受取方法を設定している場合には、行うことはできません。</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>平成29年9月30日</u>から実施します。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>ダイレクトサービスにおける国際送金の取扱いは、平成30年1月9日から開始します。</u></p>

■国際送金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 国際送金の成立及び解除 (1)～(2) (略) (3) (略)</p> <p>① 国際送金が外国為替関連法規に<u>違反する</u>とき</p> <p>② (略)</p> <p>③ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき</p> <p>④ 国際送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>6 国際送金の成立及び解除 (1)～(2) (同左) (3) (同左)</p> <p>① 国際送金が外国為替関連法規<u>その他の法令等若しくは公序良俗に反し又はそのおそれがあると認められる</u>とき</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 法令に定める取引時確認<u>その他国際送金に係る手続</u>の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき</p> <p>④ 国際送金が犯罪にかかわるものである<u>おそれがある</u>など相当の事由があるとき</p> <p><u>⑤ その他正当な理由なく当行からの確認の求めに応じないとき</u></p> <p>(4)～(5) (同左)</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>平成28年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>

■国際送金規定（Terms and Conditions of International Payment Services）

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions (1)～(2) (略) (3) (略)</p> <p>(i) The payment is in violation of foreign exchange laws and regulations,</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) Information provided on “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations is proven to include deceit.</p>	<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions (1)～(2) (同左) (3) (同左)</p> <p>(i) The payment is <u>or threatens to be</u> in violation of <u>relevant laws and regulations including</u> foreign exchange laws and regulations <u>or public order and morality</u>,</p> <p>(ii) (同左)</p> <p>(iii) Information provided on “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations <u>and in other procedures concerning international payment service</u> is proven to</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
(iv) Other valid reasons, such as the payment being related to a crime <u>(新設)</u> (4)～(5) (略)	include deceit. (iv) Other valid reasons, such as the payment being <u>likely</u> related to a crime <u>(v) Any other event in which no response is made to a request for verification from Japan Post Bank without justifiable reasons.</u> (4)～(5) (同左)
Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on <u>6 May 2016</u> .	Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on <u>4 January 2018</u> .

■確定拠出年金通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 通帳の交付等 (1) この貯金については、当行において <u>通帳を保管するものとし</u> 、当行所定の方法により保管証（通帳の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (略)	3 通帳保管の取扱い (1) この貯金については、 <u>通帳を交付しないものとし</u> 、当行において <u>これを保管のうえ</u> 、当行所定の方法により保管証（通帳の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (同左)
<u>(新設)</u>	附 則 <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</u>

■確定拠出年金定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
4 貯金証書の交付等 (1) この貯金については、当行において <u>貯金証書を保管するものとし</u> 、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (略)	4 証書保管の取扱い (1) この貯金については、 <u>貯金証書を交付しないものとし</u> 、当行において <u>これを保管のうえ</u> 、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (同左)
<u>(新設)</u>	附 則 <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</u>

■確定拠出年金定期貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 貯金証書の交付等 (1) この貯金については、当行において <u>貯金証書を保管するものとし</u> 、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (略)	3 証書保管の取扱い (1) この貯金については、 <u>貯金証書を交付しないものとし</u> 、当行において <u>これを保管のうえ</u> 、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。 (2) (同左)
<u>(新設)</u>	附 則 <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</u>

(3) 2018年1月22日改定

■mijica 会員規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第1条（目的） 本規定は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が発行するmijicaの申込み及び利用について規定するものです。mijicaの会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica発行の申込み及びmijicaの利用を行うものとします。なお、本サービスに付随又は関連して当行又は加盟店が提供する	第1条（目的） 本規定は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が発行するmijicaの申込み及び利用について規定するものです。mijicaの会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica発行の申込み及びmijicaの利用を行うものとします。なお、本サービスに付随又は関連して当行又は加盟店が提供する

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
サービスについては、本規定と併せて <u>当行の貯金等規定及び</u> 当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。	サービスについては、本規定と併せて当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。
<p>第3条（カード発行の申込み）</p> <p>1 会員になろうとする者は、当行所定の方法に<u>従うことにより、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）その他当行が認めた拠点にて</u>カードの発行の申込みをすることができます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条（カード発行の申込み）</p> <p>1 会員になろうとする者は、当行所定の方法によりカードの発行の申込みをすることができます。</p> <p><u>2 前項の申込みにあたっては、当行所定のチャージをご利用いただくために、即時振替サービス及び自動払込みの利用の申込みが必要になります。会員になろうとする者は、前項の申込みとともに即時振替規定第2条（利用の申込み）の利用の申込みを行うものとし、当行は、当該申込みが成立したことをもって自動払込み規定第6条（インターネットによる利用の申込み）第1項の利用の申込みも成立したものとみなします。</u></p> <p>3 (同左)</p>
<p>第5条（チャージ）</p> <p>1 会員は、当行所定の<u>場所・方法にて</u>、1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。ただし、ポイントによるチャージの場合を除きます。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5条（チャージ）</p> <p>1 会員は、当行所定の<u>方法により</u>1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。ただし、ポイントによるチャージの場合を除きます。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第6条（本サービスの利用）</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6条（本サービスの利用）</p> <p>1～6 (同左)</p> <p><u>7 会員は、当行所定の方法により自身の残高を他の会員のmijicaに送金することができるものとします。</u></p> <p><u>8 前項の送金は、次の場合には行うことができません。</u></p> <p><u>① 送金を行おうとする会員が20歳未満である場合</u></p> <p><u>② 送金を行おうとする会員の残高が送金金額及び当行所定の手数料の合計金額に満たない場合</u></p> <p><u>③ 送金を受け入れる会員の残高が10万円を超えることとなる場合</u></p> <p><u>④ 前各号のほか、当行所定の場合</u></p> <p><u>9 第7項の場合において、他の会員のmijicaへの入金が記録されたときは、送金の取消しはできません。この場合には、送金を受け入れた会員との間で協議のうえ解決してください。</u></p>
<p>第8条（手数料）</p> <p>1 (略)</p> <p>① チャージ手数料</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② mijica再発行手数料</p> <p>③ mijicaの解約時の払戻手数料</p> <p>④ 前各号のほか、当行が定めた手数料</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第8条（手数料）</p> <p>1 (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p><u>② 払戻手数料</u></p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第9条（<u>限度額</u>）</p> <p>当行は、mijicaに、当行が定めた次の各号の上限額（以下総称して「<u>限度額</u>」<u>といいます。</u>）を設定することができるものとします。なお、当行は、専用ウェブサイトでの告知その他当行所定の方法により会員に通知することにより、<u>各上限額を変更することができます。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 海外非対面利用店におけるmijica決済可能上限額</p> <p>⑤ 前各号のほか、当行が設定する上限額</p>	<p>第9条（<u>上限額等</u>）</p> <p>当行は、mijicaに、当行が定めた次の各号の上限額<u>及び上限回数</u>を設定することができるものとします。なお、当行は、専用ウェブサイトでの告知その他当行所定の方法により会員に通知することにより、<u>上限額及び上限回数を変更することができます。</u></p> <p>①～③ (同左)</p> <p><u>④ 月間の送金上限回数</u></p> <p>⑤ (同左)</p> <p><u>⑥ 前各号のほか、当行が設定する上限額及び上限回数</u></p>
<p>第12条（不正使用等の禁止等）</p> <p>会員は、mijica若しくはカードの申込み又は利用にあたり、次の行為をしないものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ mijica又はカードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること</p>	<p>第12条（不正使用等の禁止等）</p> <p>(同左)</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ mijica又はカードに記載<u>若しくは記録</u>されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること（<u>第三者への開示については、当行所定の場合を除きます。</u>）</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2018年1月改定）

改定前	改定後
<p>⑤（略）</p> <p><u>⑥ 換金のみを目的としてmijica利用をすること</u></p> <p><u>⑦ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること</u></p>	<p>⑤（同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>⑥ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為をすること</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第14条（残高の払戻し）</u></p> <p><u>1 会員は、当行所定の方法により残高の全部又は一部の払戻しを受けることができます。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。</u></p>
<p>第14条（会員資格の喪失）</p> <p>1 会員は、カードに紐付く通常貯金の解約及び会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で本サービス解約の手続を行います。</p> <p>2 <u>前条</u>の措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。</p> <p>3（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第15条（会員資格の喪失）</p> <p>1 会員は、カードに紐付く通常貯金の解約又は会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で本サービス解約の手続を行います。</p> <p>2 <u>第13条</u>の措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。</p> <p>3（同左）</p> <p><u>4 前3項の場合において、会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。</u></p> <p><u>5 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分その他の当行に対して負担する債務を当行所定の方法により支払うものとします。</u></p>
<p>第15条（解約）</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第16条（解約）</p> <p>1～2（同左）</p> <p><u>3 第1項の場合において、会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。この場合の取扱いについては、前条第5項を準用します。</u></p>
<p><u>第16条（払戻し）</u></p> <p><u>1 会員は、解約、会員資格喪失、第25条による本サービス終了、その他当行が特別に認める場合においてmijicaの残高の払戻しを受けることができます。</u></p> <p><u>2 前項の払戻しは、第7条第1項及び第8条第1項に定める金額を差し引いた残高を通常貯金に預入又はその金額を記載した払戻証書を当行所定の方法により発行しこれを会員に交付するものとします。</u></p> <p><u>3 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の返金はないものとします。この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分を当行所定の方法により支払うものとします。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p>第25条（本サービスの終了）</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第25条（本サービスの終了）</p> <p>1～2（同左）</p> <p><u>3 前項の取扱いについては、第15条第5項を準用します。</u></p>

■ゆうちょプリペイドカード会員アプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第3条（本サービス）</p> <p>1（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④キャンペーンのお知らせ、広告宣伝及びクーポン等の配信（プッシュ配信を含みます。）</p> <p>なお、配信は、通信端末（<u>Beacon端末</u>）を設置する店舗等（以下単に「広告主」といいます。）からの依頼により行う場合があります。</p> <p>⑤（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>iPhoneその他の通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、会員</u></p>	<p>第3条（本サービス）</p> <p>1（同左）</p> <p>①～③（同左）</p> <p>④キャンペーンのお知らせ、広告宣伝及びクーポン等の配信（プッシュ配信を含みます。）</p> <p>なお、配信は、通信端末を設置する店舗等（以下単に「広告主」といいます。）からの依頼により行う場合があります。</p> <p>⑤（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3 <u>当行が別途指定する通信端末のうち</u>会員が所有又は管理するもの（以下「本</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2018年1月改定）**

改定前	改定後
<p>が所有又は管理するもの（以下「本端末」といいます。）に本アプリをインストールしたものを紛失し又は盗難に遭った場合は、第三者による不正利用を避けるため、会員は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</p>	<p>端末」といいます。）に本アプリをインストールしたものを紛失し又は盗難に遭った場合は、第三者による不正利用を避けるため、会員は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</p>
<p>第12条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて会員が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報を<u>元</u>に会員が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由の如何を問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合（会員があらかじめ了承しているものとして、第7条、第10条及び本条所定の事由により本サービスを利用できない場合は、当行の責に帰すべき事由がある場合に該当しないものとします。）を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>第12条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて会員が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報を<u>基</u>に会員が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由の如何を問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合（会員があらかじめ了承しているものとして、第7条、第10条及び本条所定の事由により本サービスを利用できない場合は、当行の責に帰すべき事由がある場合に該当しないものとします。）を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</p> <p>6～9（同左）</p>

以 上